

就農希望者発掘事業に関する業務仕様書

1 目的

宮崎県内における総農家数は年々減少しており、今後、減少が一層加速することが懸念されているとともに、県内の農業法人や法人化を目指す農業者（以下「農業法人等」という。）では、作物生産に限らず、農産物加工や販売、経理など多様な人材が求められているが、優秀な人材が確保できず、規模拡大等ができない状況である。

このため、本県の食と農に関する情報発信、就農相談会や就農講座等を行うことにより、県内はもとより、首都圏等における幅広い人材を確保し、県内農業の発展に資することを目的とする。

2 委託業務の範囲

(1) 宮崎県の食と農に関する情報発信

宮崎県の食と農を理解した上で、宮崎県への移住・就農希望者にとって参考となる情報について、HP等で広く周知するとともに、PR資料を作成し就農相談会等において活用すること。

① 情報の内容

- ・ 宮崎県内先輩移住者の就農事例紹介
- ・ 宮崎県の営農情報（各市町村・JAの新規就農受入品目や研修制度等）
- ・ 宮崎県の農特産物、自然環境、趣味・娯楽等情報
- ・ 各市町村の住環境に係る情報 等

② PR資料

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 2,000部程度

③ その他

- ・ 県のHP等でも活用できる形式で納品すること。

※ 内容、サイズ、部数等については、別途、県と協議の上、決定する。

(2) 就農相談会の開催

- ① 対象者 : 首都圏等からの移住・就農希望者
- ② 実施時期 : 契約締結日以降から令和2年2月まで
- ③ 実施場所 : 東京都内
- ④ 実施回数 : 4回以上（県内地域ブロック毎に開催すること）
- ⑤ 目標参加者数 : 1回あたり30人程度
- ⑥ 実施内容
 - ・ 宮崎県農業等に関するセミナーの開催
 - ・ 県、市町村、JA、農業法人等による相談ブースの出展
 - ・ 食と農に関する情報や農業求人・移住支援・住居情報等の展示・掲載

⑦ その他

- ・ 参加者にとって魅力あるイベントとなるよう工夫し、参加者数の確保に努めること。
- ・ イベント参加から相談ブース活用までの一連の流れを確立するため、会場においてコンシェルジュ機能を持たせること。

(3) 就農講座の開催

- ① 対象者 : 宮崎県の農業へ興味・関心のある就農希望者
- ② 実施時期 : 契約締結日以降から令和2年2月まで
- ③ 実施場所 : 東京都内
- ④ 実施回数 : 2講座以上
- ⑤ 目標参加者数 : 1講座あたり20人程度
- ⑥ 実施内容
 - ・ 宮崎農業の基本的知識及び技能習得のための講義
 - ・ 宮崎県でのスムーズな就農に向けた宮崎県の先輩移住者や農業関係指導者による講義
 - ・ 農産物のマーケティング、経営学の基礎講座 等
- ⑦ その他
 - ・ 必要に応じて、受講者間で意見交換ができるディスカッション形式の研修内容を盛り込むこと。
 - ・ 参加者の情報については、必要となる項目を予め県と協議の上、決定し、各回終了毎に提供すること。

(4) 共通要件

- ① 参加者の募集にあたっては、PR資料を必要部数作成し、県内の関係機関等の窓口で配布する他、ホームページやSNS広告等で広く周知すること。
- ② 参加者の同意を得た上で、県及び関係者間で情報共有できるシステムを構築すること。
- ③ 委託業務は、講師の選定、参加者の募集、会場の確保、事後アンケート等、就農相談会の実施に係るすべての業務とする。
- ④ 委託業務の内容については、より多くの方が参加できるよう、実施内容により開催場所や時間帯を工夫するなど、予め県に協議し、了解を得るものとする。
- ⑤ 参加者からの費用は一切徴収しないものとする。
- ⑥ 委託料の中で、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しないものとする。
- ⑦ 参加対象者は、求職者等（在職中であるが転職を希望する求職者も含む。また宮崎県出身者でも可とする。）を対象とする。
- ⑧ 事業の実施状況等について、農の雇用・労力支援推進協議会（事務局：県農業経営支援課、令和元年度2回程度を予定）で報告を行うこと。

(5) 事業の経過報告

2の委託業務の範囲の(2)及び(3)の事業については、参加者数や開催内容、参加者のフォローアップ調査により、宮崎県での就農意向を確認するなど、開催毎に事業の進捗状況を報告すること。

なお、参加者が少ないなど改善が必要な場合は、県と協議をした上で、事業内容を見直し、実施すること。

(6) 実績報告書の作成等

- ① 本事業については、事業終了後に参加者に対して満足度や改善点等についてのアンケートを行い、集計し、実績報告書を作成すること。
- ② 本事業への参加者については、移住や就職状況を適宜確認する必要があることから、連絡先を把握し、調査への協力を依頼すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 会議での食糧費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 受験料や免許登録のための役務費
- (5) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

4 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。